

# 甲信越臨床工学技士会連絡協議会 会則

## (名称)

第1条 本会は、甲信越臨床工学技士会連絡協議会と称する。

## (組織)

第2条 本会は、甲信越地区の各県臨床工学技士会で組織する。

## (事務局)

第3条 本会は、事務局を 信楽園病院附属有明診療所 内に置く。

## (目的)

第4条 本会は、臨床工学技士の職業倫理を高揚するとともに、学術技能の研鑽及び資質の向上に努め甲信越地区の福祉・医療の普及発展に寄与すること、さらに甲信越地区の各県臨床工学技士会間の協議及び交流を通じ臨床工学技士相互の親睦並びに結束を図ることを目的とする。

## (事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 臨床工学技士の職業倫理の高揚に関すること
- (2) 臨床工学技士の学術技能の研鑽及び資質の向上に関すること
- (3) 臨床工学技士の社会的地位の向上と相互福祉に関すること
- (4) 内外関連団体との連帯交流に関すること
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

## (構成)

第6条 甲信越地区各県臨床工学技士会役員とする。

## (役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 議長1名
- (2) 副議長2名
- (3) 事務局長1名
- (4) 監事1名

## (選任)

第8条 議長、副議長、事務局長、監事は構成員の中から互選する。

## (任期)

第9条 役員の仕事は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

## (開催)

第10条 本会は、学術集会を毎年度1回開催する。

2. 会議の開催は、年2回以上開催する。

## (運営費)

第11条 本会の運営費は、各県臨床工学技士会負担金、寄付金、補助金等で賄う。

## (会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 付則

本会は、新潟県、長野県、山梨県、の各県臨床工学技士会で組織する。

学術大会は、議長の担当県で行うこととする。

本会の会則は、平成21年12月 5日より施行する。

## 平成22年度役員

議 長	後藤 博之 (一般社団法人 新潟県臨床工学技士会 会長)
副議長	大久保 淳 (山梨県臨床工学技士会 会長) 塩澤 利一 (長野県臨床工学技士会 会長)
事務局長	中川 一郎 (新潟県臨床工学技士会 事務局長)
監 事	泉 祐一 (新潟県臨床工学技士会 副会長)